

## (仮称)「八王子市子ども基本条例」条例試案

### 前 文

子どもは、一人ひとりが無限の可能性を秘めた八王子の宝です。

すべての子どもは権利の主体であり、大人へと成長していく過程で自立した個人として、社会の中で尊重されなければなりません。

国連で採択された「児童の権利に関する条約」(以下「子どもの権利条約」という。))には、すべての子どもが持っている生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などについて定められており、わが国も批准しています。加えて、八王子市では「子どもの権利条約」の精神を尊重した「八王子市子どもすこやか宣言」(以下「すこやか宣言」という。)を行っています。

しかし、少子化、核家族化、地域でのつながりの希薄化などの社会環境の変化に伴い、わが国の子どもを取り巻く環境は複雑化しています。

私たちは、すべての子どもが自らの権利を学び、行使すること、他の人を大切にしなければならないこと、お互いの権利を尊重し合うことなどを身に着けられる環境を整備する必要があります。

八王子の宝である子どもが、確立された権利の中でのびのびとすこやかに育っていくためには、八王子市が自らその責務を明らかにしていくとともに、子どもを取り巻く八王子市民の責務についても明らかにしていくことが大切です。

こうした考えのもと、私たちは、「子どもの権利条約」の理念と、日本国憲法・児童福祉法等子どもに関する関連法の趣旨、「すこやか宣言」を踏まえた施策方針に基づき、八王子市が取り組む事項を定め、すべての子どもが、個人として尊ばれ、安心して育つ環境が整い、自己肯定感を高めながら自分らしく歩ける社会を実現するため、ここに条例を制定します。

### 第1章 目的

#### (目的)

第1条 この条例は、すべての子どもが生き生きと成長できるよう、基本理念及び八王子市の責務と基本的な施策、八王子市民の役割等について定めることにより、その実現に寄与することを目的とします。

### 第2章 定義

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる言葉の意味は、当該各号に定めるところによります。

- (1)「子ども」とは、18歳未満の者をいいます。ただし、これらの人と同じく、権利を認めることがふさわしい人も含みます。
- (2)「保護者」とは、親、里親その他、親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (3)「八王子市民」とは、市内に在住、在勤若しくは在学をする者及び市内で市民活動を行う者並びに団体をいいます。
- (4)「学校等育ち学ぶ施設」とは、子どもが通学、通園する学校及び児童福祉施設、その他子どもが育ち、学び、活動するために利用するすべての施設をいいます。

### 第3章 基本理念

#### (基本理念)

第3条 「子どもの権利条約」の理念を共有し、「はちおうじっ子」の権利を保障することで、自然豊かな八王子で子どもが生き生きと生活し、自らの可能性を伸ばすとともに、子どもが心も体も豊かに成長できるよう、オール八王子での取り組みで、子どもを育む環境を整備していきます。

### 第4章 子どもの権利

#### (子どもの生きる権利)

第4条 子どもは安全に安心して生きるために次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、大切にされること。
- (2) 必要な教育が受けられること。
- (3) 愛情と理解を持って育まれること。
- (4) いじめ、虐待、暴力、不当な扱い、あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 必要な情報や知識を得ること。
- (6) 適切な医療を受けられること。
- (7) 他者を尊重しながら、自分らしく、自信を持って生きることができること。

#### (豊かに育つ権利)

第5条 子どもはこころ豊かに育つために、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 健康的な生活を送ること。
- (2) 学んだり、遊んだり、のびのびと育つこと。
- (3) 自分に関することを、適切な助言等により自分で決めること。
- (4) さまざまな人、芸術、自然等にふれ、共に生きること。

#### (自分を守り、守られる権利)

第6条 子どもは自分を守り、守られる権利として、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分のあらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 自分の秘密やプライバシー及び名誉が守られること。
- (3) 身体的、精神的に有害な環境から保護されること。
- (4) 自分が辛い、苦しいときには、休むことができること。

#### (参加する権利)

第7条 子どもは自分に関わることに参加することができます。そのために、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) あらゆる場で自分の意見を表し、その意見が適切に尊重されること。
- (2) 意見を表すために、必要な情報の提供等の支援が受けられること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集まること。

## 第5章 役割と責務

### （保護者と家庭の責務）

第8条 保護者と家庭は、子どもがすこやかに育ち成長するために重要な責任と義務を持っていることを認識し、子どもを守り育てなければなりません。

- 2 保護者と家庭は、子どもが基本的な生活習慣、道徳観を身に付けることができるよう、愛情を持って接し、努めなければなりません。

### （学校等育ち学ぶ施設）

第9条 学校等育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの成長及び発達に重要な役割を担っていることを認識し、次に掲げる子どもの権利の保障に努めなければなりません。

- (1) 子どもの成長及び発達に応じて、自ら学び、考え、解決する力を育むこと。
- (2) 子どものいじめ、虐待等の早期発見、防止のために必要な措置を講ずるとともに、関係機関と協力連携を図ること。
- (3) 子どもの個性を尊重し、一人ひとりに応じた保育、教育を行うこと。
- (4) 子どものすこやかな成長のため、生きる力を子どもの心身の発達段階に応じて育むこと。

### （地域住民及び関係団体の役割）

第10条 地域の住民及び関係団体は、地域が子どもの豊かな人間性及び社会性を育む場であることを認識し、子どもがすこやかに育つよう、子どもの支援に努めなければなりません。

- 2 地域住民は、虐待、いじめ、暴力、犯罪等から子どもの安全を確保するために、安全で安心な地域づくりに努めなければなりません。
- 3 地域住民は、子どもが地域住民の一員として、自主的に主体的に活動できるよう、必要な支援に努めなければなりません。

### （事業者の役割）

第11条 事業者は、子どものすこやかな育ちを支援するため、社会的責任を認識した事業活動、社会的自立に向けた就労支援、人材育成に努めなければなりません。

- 2 事業者は、働く保護者が仕事と子育てとの両立ができるよう、職場の環境づくりに努めなければなりません。
- 3 事業者は、学校、地域、市等が行う子どもの育成に関する活動に協力するよう努めなければなりません。

### （市の責務）

第12条 市は、子どもの権利を保障するために、最善の方法を考えて取り組むよう努めなければならぬ。

- 2 市は、子どもの権利を保障するため、保健、福祉、医療、教育その他あらゆる分野において、保護者、学校等育ち学ぶ施設の関係者、地域住民と関係団体、事業者等が連携し、子どもが必要な支援が受けられるよう、総合調整に努めなければならない。
- 3 市は、子どもが安全で安心して過ごし、遊び、学び、活動できる居場所づくりの推進に努めな

ければならない。

## 第6章 市の基本的な施策

(広報・普及啓発)

第13条 市は、この条例及び子どもの権利について、広報その他の啓発を推進します。

(子どもの視点に立った情報発信)

第14条 市は、子どもに関わる施策や取り組み等について、子どもの視点に立ったわかりやすい情報発信等に努めます。

(子育ての支援)

第15条 市は、子どもの育ちを支援するため、必要な環境の整備を図るとともに、子どもに寄り添った必要な支援に努めます。

(子育て家庭の支援)

第16条 市は、子育て家庭に対し、子どもの特性や成長に合わせた必要な情報の提供を行い、適切な経済的及び社会的支援を行うなど、安心して子育てができるよう、多面的な支援に努めます。

(子どもに関わる支援者への支援)

第17条 市は、子どもに関わる支援者に対し、子どものすこやかな育ちに取り組むことができるよう、必要な支援に努めます。

(学習等の支援)

第18条 市は、保護者、学校等育ち学ぶ施設の関係者、地域住民と関係団体、事業者等が子どもの権利を正しく学び、理解することができるよう、必要な支援に努めます。

(社会参加の促進)

第19条 市は、子どもが意見を自分で表明し、参加する機会及び制度を設けるよう努めます。

(相談体制等の充実)

第20条 市は、子どもに関する総合的な相談体制の充実並びに保護者、学校等育ち学ぶ施設等との連携強化に努めます。

(虐待・体罰・いじめ等の防止のために必要な措置)

第21条 市は、保護者、学校等育ち学ぶ施設等と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めます。

(財政上の措置)

第22条 市は、子どもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努め

ます。

## 第7章 子どもを守るための具体的な施策

(子どもの権利擁護委員の設置)

第23条 子どもの人権の侵害について、速やかに救済することを目的として、市長の附属機関として、子どもの権利擁護委員会（以下「擁護委員」という。）を設置します。

(定数と委嘱の基準)

第24条 擁護委員の定数は、●人以内とします。

2 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識を有する者の中から市長が委嘱します。

(任期)

第25条 擁護委員の任期は●年とし、再任を妨げません。ただし、特別の事情があるときは、その任期中であっても解職することができます。

(相談・調査に関する専門員の設置)

第26条 市長は、擁護委員の職務を補佐するため、相談・調査に関する専門員を置きます。

(擁護委員の職務)

第27条 擁護委員は、相談又は申立てにより、次に掲げる職務を行います。

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援 をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- (3) 子どもの権利の侵害を救済するための調整及び要請をすること。
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- (5) 子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見等の内容を公表すること。
- (6) 子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること。

2 擁護委員及び相談・調査に関する専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(要請や意見表明の尊重)

第28条 市は、擁護委員からの要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるものとします。

2 市以外の者は、要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めるものとします。

(擁護委員の独立性の確保と活動への協力)

第29条 市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。

2 市、保護者、学校等育ち学ぶ施設の関係者、地域住民と関係団体、事業者等は、擁護委員の職

務に協力し、子どもが擁護委員への相談等を活用しやすい環境を整えるよう努めるものとします。

(見守り等の支援)

第30条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための要請等を行った後も、必要に応じて関係機関等と協力しながら、子どもの見守り等の支援を行うことができます。

(活動の報告と公表)

第31条 擁護委員は、毎年度、その活動の内容を市長に報告します。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を公表します。

## 第8章 施策の推進と検証

(推進計画の策定)

第32条 市は、子どもに関する計画を策定するに当たっては、第3条の基本理念にのっとりします。

(子どもの権利の保障状況の検証(権利委員会))

第33条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、八王子市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」)を置く。

2 権利委員会は、第32条に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

3 権利委員会は●人以内で組織する。

4 委員は人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び当事者である子ども並びに大人等の市民のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は●年とする。

6 委員は再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させる必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 各事項に定めるもののほか権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和●年●月●日から施行します。

(検討)

2 この条例の施行後3年を経過したとき、この条例の施行状況及び、子どもを取り巻く状況等を踏まえて検討し、必要な措置を講ずるものとします。

3 前項の検討に当たっては、子どもの意見を聴いて、これを反映するよう努めるものとします。

## (仮称)「八王子市子ども基本条例」の条例試案に対する付帯意見について

なお、条例試案に関する委員間協議において、委員から次の意見があったことを申し伝える。

### 1. 前文

- ・八王子の宝が何度も条文に出てきて強調されているが、アイデンティの押し付けに感じる。八王子の宝という表現は、八王子の所有物であるかのような表現が不適切である。無限の可能性を秘めていなくてもいい。
- ・子どもは何かのために存在しているのではなく、子どもとして存在している。子どものことについて、大人が決めたりあてにしたりしないことが必要であり、子どもはこうあるものと決めるべきではない。権利の全面的な主体であるということが分かる前文がいい。
- ・子どもの権利条約が示され、すこやか宣言を行ったという事実は記載しているが、すこやか宣言自体が子どもの権利条約に反した内容になっているので、子どもの権利条約の精神を尊重した「八王子すこやか宣言」という表現は良くない。八王子ではすこやか宣言をおこなっています、という表現にとどめるべきである。
- ・少子化や核家族化といった社会の現状の如何にかかわらず、どのような状況でも子どもの権利は保障されるべきであり、こういった表現は不要と考える。
- ・すこやか宣言を踏まえた施策方針というのは現状のすこやか宣言を踏まえてほしくないので削除したい。
- ・すべての子どもが人として尊ばれ、の表現が憲法改正案の個人から人に変えていることを考えると人という表現がいいのか疑問。憲法に則っているので、人としてではなく個人としてとするべきである。それが無理なこの部分は削除したい。
- ・自信を持ちなさい、という印象を与えるので「違いを「自分らしさ」として尊重される」など、子どもの違いや一人ひとりの個性を大人がちゃんと見られるような言葉がいい。子どもはこうあるべきというような押し付けにならないようにしたい。夢に向かって自信をもって自分らしい道を歩けるまちは削除したい。
- ・足りない部分として、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重を追記したい。
- ・前文については、上記のことを踏まえてもう一度考えなおしたい。

### 2. 第1章 目的

- ・条例の目的は、子どもが生き生きと成長することではなく、すべての子どもの命が守られ、ありのままに生きられるよう、子どもの権利の保障を図ることである。

### 3. 第3章 基本理念

- ・はちおうじっ子というイメージの押し付けになってしまう。子どもではなく、わざわざ「はちおうじっ子」と表現する必要はないのではないか。
- ・病院で過ごす子どもなど色々なので、自然豊かな八王子でいきいきと生活しているわけではない。
- ・この内容は、「子ども育成プラン」であれば分かるのだが、子どもを保護される対象（客体）ではな

く、自ら権利を行使する主体と見なくてはならないのであり「大人が子どものための環境を整える」ことを理念とするのは違うと考える。

- ・理念は、子どもの権利条約の理念を共有できればいいのではないか、前文や目的で子どもの権利の保障が示されていれば、理念は不要では、とも考える。

#### 4. 第4章 子どもの権利について

##### 【第4条】

- ・まずは、安心して生きるための権利の保障についてとし、新たに（8）に「平和と安全のもとで生活ができること。」を追加したい。

##### 【第4条(4)】

- ・あらゆる差別等を受けないだけでなく、放置されないことを追加したほうがいいのではないか。

##### 【第4条(6)】

- ・医療を受けられるだけでなく、成長にふさわしい生活ができることを追加したほうがいいのではないか。

##### 【第4条(7)】

- ・他者を尊重しなさい、自信を持ちなさいという表現に感じるので表現を変えたい。

##### 【第5条】

- ・子どもの視点で表現したい。

##### 【第5条(1)】

- ・健康を安易に使わないほうがいい。病気だったり障害だったりする人もいる。健康であることが最善であるという考えは危ないのではないか。

##### 【第5条(3)】

- ・適切な助言というのは何か力が及ぶ感じがある。等としてまとめずにわかりやすく書いたらどうか。
- ・また、役立つ情報を得ること、幸福を追求することも必要ではないかとのことから追加したい。第5条(3)については大事な権利なので、外出ししたらどうか。または、同様の内容を(3)の中に盛り込み詳しく示したい。
- ・さらに、ありのままでいられる権利や、個別の必要に応じて支援を受ける権利が入っていたほうがいい。特に、個別の必要に応じて支援を受ける権利については追加したい。条立てしているほうが分かりやすいのではないか。

##### 【第6条(4)】



- ・辛く苦しいときだけ休むことができるというように限定しないでほしい。辛いとき、苦しいとき以外にも休むことができるため、(4)休むことができることでいいのではないか。
- ・さらに、個別の必要に応じて支援を受ける権利として、「子どもの置かれた状況に応じ、必要な支援を受けられること」の条項を追加したい。

## 5. 第5章 役割と責務

### 【第8条第1項】

- ・権利条約第18条には児童の養育及び発達に関する父母などの責任が示されている。一方で様々な困難を抱えている場合があり、条例において家庭等の責務を規定することは抑制する必要がある。
- ・親又は親に代わる保護者は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者であって、その養育する子どもが権利を行使する際に、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの年齢と成熟に応じた支援に努めなければならない、ということではないのか？子どもがすこやかに育ち成長するために重要な責任と義務があるのか？子どもを育てられない親は義務を放棄しているのか？

### 【第8条第2項】

- ・言葉として、「愛情を持って接し、努めなければなりません」は、意味が不明瞭な感じがする。
- ・道徳観は、古色蒼然とした考え方を想起させるのでは。
- ・権利条約第18条には児童の養育及び発達に関する父母などの責任が示されている。一方で様々な困難を抱えている場合があり、条例において家庭等の責務を規定することは抑制する必要がある。
- ・すこやかに育てること、きちんとしつけることを記すのではなく、「子どもの最善の利益」に即した行動を意識できるような文章にするべきであるため、第2項は削除したい。

### 【第9条】

- ・以下、市が地域や事業者に向かって、あれをやれこれをやれという書き方にするのではなく、それぞれが主体的に子どもの権利の保障に取り組むことについて、市はその取り組みを応援しますよ、という書き方にしたい。
- ・活動における子どもの安全の確保が必要ではないか。

### 【第9条(2)】

- ・虐待及び体罰の禁止について追記したい。子どもが安心して相談できる仕組みを整えること、救済回復についての記述は必要ではないか。

### 【第9条(3)】

- ・理不尽な校則など大人が子どもに強要することのないよう、子どもの意思も尊重する必要がある。
- ・子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるようにすること。

【第9条(4)】

- ・子ども本人に関する文書が適切に管理、保管されること。また、施設において、目的をこえて本人の情報が収集されないこと。その文書や情報は、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて子ども本人に提示され提供されることも追加したほうがいいのではないか。

【第10条第1項】

- ・地域や関係団体の役割を示すのではなく、自発的な活動を市が連携協力支援するという表現に変えるべきである。

【第11条】

- ・次の表現が良い。「事業者は、雇用される市民が養育する子ども及び雇用される子どもの権利の保障において、市の施策に協力するよう努めなければならない。」

【第12条】

- ・子どもの権利を保障することを強調した表現とすること。

【第19条～第22条】

- ・ここは「努めます」では弱いと考える。市は率先して取り組むべき。
- ・「設けます」、「連携を強化します」、「必要な措置を講じます」、「措置を講じます」への修正を提案する。

6. 第7章 子どもを守るための具体的な施策

【第7章の考え方】

- ・もう一つの所管事務調査のテーマ「幼少期における発達障害の現状およびその相談支援体制について」の調査・研究結果を基に、発達障害を含む、子どものあらゆる障害に関する課題解決に向けた、相談支援の在り方等の内容も踏まえて検討するべきである。
- ・子どもが直接、人権オンブズパーソンに対して、権利の侵害に対して相談し、また権利の侵害からの救済を求めることができる、ということをいれた方がいいのではないかと思う。

【第24条第2項】

- ・擁護委員には、子どもの委員の選出も考えるべきではないか。

7. 第8章 施策の推進と検証

【第34条】

- ・検証がどのようにされるのかを子どもに示すために定めたほうがいいのではないか。

(条文追加案) (子どもの権利の保障状況の検証(検証))

第34条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策についで評価等を行うべき事項について提示するものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等

を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。

- 3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。
- 4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるにあたっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。
- 5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議する者とする。
- 6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他執行機関に答申するものとする。